

船舶による危険物のコンテナ運送に関する収納検査

(船舶安全法第28条第5項)

(1) 登録基準

○船舶安全法

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。
 - イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。
 - ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
- 三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 2 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 (略)

第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ國土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ収納、積附其ノ他ノ運送及貯蔵ニ関スル技術的基準
- 二 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査
- 三・四 (略)

②～④ (略)

⑤ 第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ國土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査機関ト称ス）ガ國土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

⑥ (略)

⑦ 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及口中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス

(2) 登録法人

法人の名称 : (社) 日本海事検定協会
登録時期 : 平成 16 年 8 月
法人の連絡先 : 〒 104-0032 東京都中央区八丁堀 1-9-7
登録の理由 : 基準に適合しているため

法人の名称 : (財) 新日本検定協会
登録時期 : 平成 17 年 4 月
法人の連絡先 : 〒 108-0074 東京都港区高輪 3-25-23
登録の理由 : 基準に適合しているため

(3) 登録基準に関する問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額

- 1 19,500 ~ 20,400 円 (100 個まで)
- 2 310 ~ 330 円 (100 個を超えた場合のみ当該超えた 10 個又はその端数につき請求)

積算根拠

上記手数料の額は、検査等事務に係わる役職員の人物費及び物件費（光熱費、事務費その他の諸経費）の合計として設定されている。

※ その他旅費（実費）等を請求